

原発避難東電の賠償確定

最高裁 3訴訟 基準超す 14億円

東京電力福島第一原発事故で避難した住民らが国と東電に賠償を求めた福島、群馬、千葉の3訴訟で、国の基準を超える総額約14億円の賠償を命じた判決が確定した。最高裁第二小法廷（菅野博之裁判長）が、東電の賠償判断に対する原告と被告の上告を退けた。

国責任 今夏判決

2日付の決定。高裁で判断が割れた国の責任については今夏にも統一判断を示す。認められれば国は約14億円の賠償額を東電とともに負担する。各地の避難住民が起こした約30件の集団訴訟で、最高裁の判断は初。東電の責任について決定は詳しい判断理由を示していないが、3高裁判決は、

原告団「速やかに見直しを」

東京電力福島第一原発事故をめぐる集団訴訟で、三つの訴訟の賠償額が確定した。国が決めた「中間指針」を上回る内容だ。ただ、3訴訟で賠償の金額や対象地域などは異なる。確定通りに東電が支払っても国が指針を見直さないと、原告とそ

原子力損害賠償法にもとづく賠償の基準「中間指針」では生活基盤を失った住民の精神的損害を補えていないと判断。指針よりも賠償額を上積みさせ、原告約3700人に約14億円を払うよう東電に命じ、うち2高裁判決は国の連帯責任を認めた。東電は「指針の水準でも多い」と上告した。

国の責任をめぐっては、国が02年に公表した津波地震の予測「長期評価」などをふまえて、規制措置を怠ったと言えぬかが争点。最高裁は4月に弁論を開き、夏にも出す判決で責任の有無を決める。東電は決定後「誠実に対応していきたい」とコメントした。（阿部峻介）

れ以外の避難者で賠償額が細分化され、新たな分断や混乱を招くおそれもある。「最高裁の判断にもとづき、国は中間指針を積極的、速やかに見直すべきだ」。原告団の馬奈木徹太郎弁護士は4日の記者会見で強調した。（編集委員・大月規義）

原発避難者3訴訟、高裁の判断と最高裁決定

判決決定	カッコ内は一審の地裁			最高裁第二小法廷
	仙台高裁 (福島)	東京高裁 (前橋)	東京高裁 (千葉)	
	2020年9月	21年1月	21年2月	22年3月
原告数	3550人	90人	43人	
国の責任	○	×	○	▶ 弁論開き統一判断へ
東電の責任	○	○	○	▶ 賠償責任が確定
賠償額	約10.1億円	約1.2億円	約2.8億円	▶ 国の責任が認められれば東電と連帯して負担